

令和4年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	所管局	対応 ※一部対応含む
鶴見	1	中距離電車(相鉄・JR直通線)停車の実現等、鶴見駅のターミナル機能強化	1 鶴見駅に中距離電車等の停車実現、ならびに停車できるようにするためのホーム新設及び駅改良に向けた検討 2 歩行者デッキの整備による、JR鶴見駅と京急鶴見駅との回遊性向上	都市整備局	○
鶴見	2	生麦ランプ入口の交差点周辺道路の交通渋滞の改善	現在の渋滞状況を把握し(交通量調査等)、渋滞改善に向けた検討	道路局	○
鶴見	3	都市計画道路等の早期整備	1 都市計画道路となっている「浜町矢向線」「大田神奈川線」「岸谷線」等の区内の交通環境を改善するために検討されている路線整備の促進 2 その他都市計画道路の整備	道路局	—
鶴見	4	JR南武線矢向駅周辺の利便性及び安全性の向上	立体化の事業の効果や有効性、実現性の検討	道路局	○
鶴見	5	「鶴見花月園公園」の維持管理	維持管理の必要予算の要望、複数地域にまたがる公園の管理運営方法について検討	環境創造局	○
鶴見	6	放置自転車対策	花月総持寺駅前の放置自転車対策	道路局	—
鶴見	7	新型コロナウイルス感染症入院患者に係る医療費公費負担事務の円滑化	新型コロナウイルス感染症入院患者の公費負担関連事務(申請様式・入院勧告書の患者あて発出及び診査会事務(区から局への諮問依頼等)を除く)の一括化	健康福祉局	○
鶴見	8	結核患者移送に関する対象者の見直し	1 横浜市での移送対象者を限定せず、自力での移動が困難な患者については移送車(民間救急車)の利用を可能とする 2 市外から市外への転院搬送が必要な場合、消防局ワークステーション訓練車両の弾力的運用を可能とする	健康福祉局	○
鶴見	9	70歳の無料歯周病検診の機会を活用した、歯科医師会との協働によるオーラルフレイル予防の普及啓発事業	歯周病検診の最後の機会となる70歳(無料)対象者に個別通知を行い、オーラルフレイル予防の啓発(情報提供やセルフチェック)と、受診時の歯科医師等によるオーラルフレイル予防に関する個別指導の実施	健康福祉局	○
鶴見	10	保育所における医療的ケア児受入れ支援	1 医療的ケア児の保育所受入れガイドライン整備 2 受入れ要件の見直し 3 受入れに必要な環境整備への財政支援	こども青少年局	○
鶴見	11	中央児童相談所サテライト機能設置による要保護児童への支援の強化	鶴見区内に中央児童相談所のサテライト機能を持つ事務所(事務室・面談室等)を設置し、緊急対応に必要な体制を確保	こども青少年局	○

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

<table border="1"> <tr> <td>所管局名</td> <td>都市整備局</td> </tr> </table>		所管局名	都市整備局	鶴見区		区政推進課	
		所管局名	都市整備局				
		担当者名	村瀬、高橋	TEL	510-1677		
共通区							
		継続年数		7年以上			
<table border="1"> <tr> <td>提案種別</td> <td>予算関連</td> </tr> </table>		提案種別	予算関連				
提案種別	予算関連						
番号	項目						
1	中距離電車(相鉄・JR直通線)停車の実現等、鶴見駅のターミナル機能強化						
◇地域の課題、基礎データ等							
<p>1 鶴見駅は一日平均8万人を超える乗車人員があり(平成31・令和元年度)、市内在来線では横浜・戸塚・大船に次ぐ規模であるにもかかわらず、都心に向かう路線としては京浜東北線しか停車しません。また、京急鶴見駅は普通列車・エアポート急行のみが停車し、都心に向かう特急列車は停車しません。さらにJRと京浜急行の乗り換え動線も不十分であるなど、ターミナル機能の強化が求められています。</p> <p>2 中距離電車停車に関する要望活動は、昭和40年代から続けられ、平成24年度に実施された署名活動では、署名数は20,935名分に達しました。現在は住民や企業など各種団体の代表者からなる「鶴見駅中距離電車停車等推進期会」が積極的に活動を進めています。直近では、令和3年1月に横浜市に、同年3月にはJR東日本に要望書を提出しています。</p> <p>3 平成30年9月に改定された「京浜臨海部再編整備マスタープラン」において、戦略IIで「相鉄・JR直通線の鶴見駅停車及び鶴見駅ターミナル機能強化に向けた取組」が掲げられており、令和2年1月改定の鶴見区プランにも「鶴見駅の利便性向上」として「神奈川東部方面線(相鉄・JR直通線)から直通する電車の鶴見駅停車を目指し、ホーム設置及び駅舎改良の検討を進めます。あわせて歩行者デッキ等の整備による回遊性向上、(中略)、交通ターミナル機能としての機能の充実を検討します。」と掲げているところです。</p> <p>【基礎データ】 ①相鉄・JR直通線開業：令和元年11月30日(西谷駅から羽沢横浜国大駅) ②JR各駅の乗車人員(令和元年度)(出典：JR東日本より) 横浜駅419,440人、戸塚駅112,598人、大船駅98,926人、鶴見駅80,794人、桜木町駅70,797人</p>							
◇地域ニーズ等の収集手段							
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()							
◇区民からの具体的な要望							
1 中距離電車(相鉄・JR直通線)の鶴見駅停車実現 2 鶴見駅のターミナル機能拡充や利便性向上(JR鶴見駅と京急鶴見駅との良好なアクセス確保、羽田空港へのアクセス強化)							
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。							
1 都市計画マスタープラン・鶴見区プラン(令和2年1月改定)にて、「第4章テーマ別方針 2.安全・快適に移動できる交通基盤づくり」に位置付けています。 2 また、鶴見駅中距離電車停車等推進期会の事務局として要望書を取りまとめ、平成元年以降毎年JR東日本株式会社及び横浜市長あてに要望書を提出しています。 3 「鶴見線スタンプラリー」(平成29年から開始)をJRの協力を得ながら主催し、京浜マスタープランに掲げる「インダストリアル・エンターテインメント」の一助となるよう、まずは臨海部の魅力をPRするとともに、JR鶴見線の乗車人数向上に寄与できる取組を実施しています。なお、令和3年度の本イベントでは、臨海部の通称「鶴見リトル沖縄タウン」(仲通三丁目)と連携したイベントを実施し、これまでの開催で最も参加数が多い5千人を超える参加者のイベントとなっています。							
◇提案内容・概算額等							
◇提案内容 鶴見区最大の交通拠点である鶴見駅周辺のターミナル機能を強化するため、次に掲げる鉄道整備事業等を推進する必要があります。							
1 鶴見駅に、中距離電車・東海道貨物線を運行する電車(相鉄・JR相互乗り入れ路線を含む)の停車実現、ならびに停車できるようにするためのホーム新設及び駅改良 2 中距離電車停車による駅舎改良に合わせた歩行者デッキの整備による、JR鶴見駅と京急鶴見駅との回遊性向上							
◇概算額等							
1 都市整備局 鉄道計画検討費 ■■■千円 2 都市整備局 企画調整費 ■■■千円							
◇参考：区執行体制上の課題							
現行の体制で対応							
◇所管局							
所管局課		都市整備局企画課、都市交通課					

◆局回答内容

都市整備局		都市交通課 企画課	
担当者名	山岡、池田(都市交通課) 原田、小石沢(企画課)	TEL	671-2722(都市交通課) 671-2022(企画課)

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	1 中距離電車停車については、過年度より鉄道事業者と連携して、検討を進めており、引き続き、鉄道計画検討調査費で対応していきます。(都市交通課) 2 京浜臨海部における拠点機能及び交通インフラの充実強化について検討を実施します。(企画課)
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	道路局	鶴見区		区政推進課	
		鶴見土木事務所		担当者名	村瀬、高橋 吉村
		TEL	510-1677 510-1671		
		共通区			
		継続年数	3年		

提案種別	
予算関連	
番号	2
項目	生麦ランプ入口の交差点周辺道路の交通渋滞の改善

◇地域の課題、基礎データ等

1 生麦ランプ入口交差点は、「国道15号と大黒ふ頭を結ぶ大黒線」と「産業道路」「首都高横羽線出入口」の交差点です。近接して「横浜環状道路（北線）の端末出入口」及び「一般道岸谷生麦線端末」が合流し、大黒線と交差点を形成しています。このように、臨海部の主要道路の結節点が集中し、朝夕と慢性的な交通渋滞が発生しております。

2 令和2年3月には北西線が供用開始され、国内の経済活動に併せて交通量も増加しており、各交差点や北線出口部での渋滞（通過時間）が増加しているとの声もあります。今後の更なる経済活動の回復や経済発展により、交通量の一層の増加が懸念されます。

3 また令和7年度に供用開始予定の「東部方面斎場（仮称）整備」（神奈川産業道路沿線）への影響が懸念されます。

【基礎データ】

- 生麦ランプ入り口交差点の交差点需要率（健康福祉局算出）
 - ・需要率0.817 ※①R元.10現況交通量+②斎場増加交通量（全体で98台/時）
 - ※別途、道路局調査（R元.12）は①の約1.08倍（※交差点流入交通量）
 - 横浜環状北線の交通量
 - ・R2.3の北西線の開通後、北線の交通量は増加傾向。（右図参照）

首都高速道路(株)2020.7定例記者会見資料

◇地域ニーズ等の収集手段

<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等	<input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等	<input type="checkbox"/> 3 地区担当制	<input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等
<input type="checkbox"/> 5 区民アンケート	<input type="checkbox"/> 6 区民要望	<input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望	
<input type="checkbox"/> 8 その他（ ）			

◇区民からの具体的な要望

首都高生麦ジャンクション入口付近交差点における渋滞の緩和

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

1 鶴見区工業会の要望などにより、横浜環状北線端末部の交差点の現示の見直し・適切化（歩行者横断青時間の短縮）など、道路局・土木事務所連携し、交通管理者と調整を行っています（令和元年度）。

2 このような渋滞改善に向けて区内でも検討を進めてきましたが、京浜臨海部および市内の広域交通ネットワークに関わる問題のため、これ以上の対策は区だけの対応では難しい状態です。

◇提案内容・概算額等

今後の交通量の増加に備え、現在の渋滞状況を把握し（交通量調査、通過時間等）、予想される交通量に対し早急な渋滞改善に向けた検討をお願いします。

鶴見区臨海部周辺道路網に関する交通量調査及び検討調査費 千円

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	道路局企画課、横浜環状道路調整課
------	------------------

◆局回答内容

道路局		企画課、横浜環状道路調整課	
担当者名	落合、野本（横環） 関野、原、正岡（企画）	TEL	671-2778（横環） 671-2777（企画）

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 現在の渋滞状況や原因を把握するため、生麦ランプ入口周辺の交通量等を確認し、渋滞原因を分析していきます。（企画課、横浜環状道路調整課）
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	道路局
------	-----

鶴見区		区政推進課	
担当者名	村瀬、高橋	TEL	510-1677
共通区			

継続年数	2年
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
----	----

4	JR南武線矢向駅周辺の利便性及び安全性の向上
---	------------------------

◇地域の課題、基礎データ等

- JR南武線矢向駅周辺では、朝夕のラッシュ時には通勤や通学など、歩行者、自転車、自動車等の交通量が非常に多く、周辺の踏切では慢性的な渋滞が発生しています。
- 「踏切整備計画」（平成27年4月策定）では、「総合的な対策」の区分として抽出されているとおり、安全性の観点からも対策が必要です。
- また、隣接する川崎市側では、連続立体交差事業の都市計画決定などに向けた取り組みが進められています。

◇地域ニーズ等の収集手段

- | | | | |
|-------------------------------------|--|---|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 | <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 | <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 | <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 |
| <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート | <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 | <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 | |
| <input type="checkbox"/> 8 その他（ | ） | | |

◇区民からの具体的な要望

- JR南武線矢向駅周辺の交通安全・利便性向上に関する要望（令和元年12月16日）（関係町内会会長7名）
- JR南武線矢向駅における鉄道の高架化や、改札口を駅の上に設ける橋上駅舎化等についての早期検討（令和2年1月14日）（鶴見駅中距離電車停車等推進期成会）

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

横浜市都市計画マスタープラン・鶴見区プラン（令和2年1月改定）において、「安全・快適に移動できる交通基盤づくり」に位置付けています。

◇提案内容・概算額等

連続立体交差事業の早期検討

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	道路局建設課
------	--------

◆局回答内容

道路局		建設課	
担当者名	角本（建設課）	TEL	571-2792（建設課）

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 川崎市では、連続立体交差化の都市計画決定の検討を進めており、本市においても、市域内の課題、事業効果、有効性及び川崎市の事業進捗等を勘案し総合的に検討していきます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	道路局
------	-----

鶴見区		地域振興課	
担当者名	井上、平山	TEL	510-1687
共通区			

継続年数	4年
------	----

提案種別	
制度関連	
番号	項目
6	放置自転車対策
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>花月総持寺駅前、線路を挟んで山側と海側ともに、継続的に放置自転車があります。特に海側については、駅前の公園に沿った細い道路上に放置自転車があるため通行の妨げとなり、苦情が寄せられています。花月総持寺駅海側の対策としては、隣駅の国道駅前に整備された駐輪場へ誘導するよう道路局から継続的に回答を得ています。しかし、国道駅前の駐輪場は花月総持寺駅から距離があり、経路も分かりにくいことから利用は進んでおりません。</p> <p>実態調査上では放置台数の減少傾向が見られていますが、現場は通行の妨げとなる数の自転車が継続的に放置されている状況です。</p> <p>【花月園駅前の放置台数】H28:154台、H29:142台、H30:110台、R元:127台、R2:90台</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input checked="" type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 ()	
◇区民からの具体的な要望	
<p>花月総持寺駅海側にある公園付近は、継続的に放置自転車があるため、通行に支障をきたしている。危ないので駐輪場を設置するなど対策してほしい。</p>	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
<p>放置自転車が著しい駅海側の公園付近に看板を設置して、国道駅前の駐輪場へ誘導していますが、利用は進んでいません。また、土木事務所と連携して札貼り等を行っていますが、通勤・通学で駅を利用し、放置しているため撤去には至らず、放置台数の減少は見込めない状況です。</p>	
◇提案内容・概算額等	
<p>花月総持寺駅の海側の自転車利用者については、隣駅の国道駅前に整備された駐輪場へ誘導するよう道路局から継続的に回答を得ていますが、上記のような状況から、対策として効果を発揮していません。用地を確保し駐輪場を設置することを要望します。</p>	
◇参考：区執行体制上の課題	
<p>現行の体制で対応</p>	
◇所管局	
所管局課	道路局交通安全・自転車政策課

◆局回答内容

道路局		交通安全・自転車政策課	
担当者名	今村	TEL	671-2323

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	<p>花月総持寺駅海側（国道駅）には道路局の補助金により、平成30年に駅から約250メートルの場所に収容台数150台の民営駐輪場を整備しています。更なる駐輪場の設置については、適地があれば駐輪需要を踏まえながら、補助金等による民営駐輪場の開設支援を検討します。今後の放置自転車対策については自転車等放置禁止区域指定も有効と考えます。</p>
	◇対応する場合の課題
	現時点では駐輪場の適地がありません。

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局
------	-------

鶴見区		福祉保健課	
担当者名	角谷、櫻井	TEL	510-1827
共通区	9区(港北区、港南区、金沢区、都筑区、保土ヶ谷区、瀬谷区、磯子区、青葉区、南区)		

継続年数	新規
------	----

提案種別	制度関連
------	------

番号	項目
7	新型コロナウイルス感染症入院患者に係る医療費公費負担等事務の円滑化

◇地域の課題、基礎データ等

1 新型コロナウイルス感染症対応では、医療機関に大きな負荷があります。コロナ前からの通常診療に加え、PCR等検査診療やワクチン接種、入院患者の受入れによる対応増(入院費用に係る事務を含む)など、コロナへの対応が医療機関の人員体制を圧迫しています。

2 同感染症入院患者の医療費は原則公費負担となり、公費支出には、患者から市あて申請の收受(医療機関による代行も一部可)及び市による負担決定を行います。医療機関は、公費受入について各居住区とやり取りする必要がありますが、発生患者数の増から、区による患者申請状況管理が煩雑になるなどし、医療費回収が遅れることがあります。

3 保健所の関連事務を円滑化し、医療機関の負荷軽減及び医療費早期回収につなげる必要があります。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他()

◇区民からの具体的な要望

今回の提案は主に医療機関への対応に係るものですが、医療機関の事務負担軽減により、新型コロナウイルス感染拡大下における医療体制逼迫抑止に寄与し、市民の福祉に資すると考えます。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

- 1 公費負担申請書の保健所あて到着状況確認
 - 2 申請受付(医療機関の代行申請受付を含む)
 - 3 公費負担決定状況の確認
- など、保健所の関連事務はすべて区を経由し、医療機関は患者の各居住区と連絡を取り合う必要があります。

◇提案内容・概算額等

上記公費負担関連事務(申請様式・入院勧告書の患者あて発出及び診査会事務(区から局への諮問依頼等)を除く)について、各区による対応を見直し、一括化します。

同事務に係る保健所の窓口が統一され、一連のやり取りに伴う医療機関の事務負担が軽減されるとともに、事務系統の簡略化により、医療費回収のスピードアップが期待されます。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	健康福祉局健康安全課
------	------------

◆局回答内容

健康福祉局		健康安全課	
担当者名	菊池、木村	TEL	671-2445

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 医療機関、保健所ともに業務負担が大きいことから、国の通知に基づき、より簡便な事務フローを局として検討し、実施済みです。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局
------	-------

鶴見区		福祉保健課	
担当者名	角谷	TEL	510-1827
共通区	3区(金沢区、南区、旭区)		

継続年数	新規
------	----

提案種別	
制度関連	
番号	項目
8	結核患者移送に関する対象者の見直し
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>結核患者は結核のまん延を防止するため必要があると認める時は、保健所長による入院勧告または措置により、結核病床を有する感染症指定医療機関に入院することとなり、入院時の移送については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十一条、第二十六条で都道府県知事が移送を行うことができることとされています。</p> <p>区福祉保健センターは移送の必要があると判断した場合、市保健所(健康福祉局健康安全課)へ調整を行いますが、現行の移送対象者は『本人の入院同意が得られにくく、迎えに行かないと入院しない恐れがある場合等』となっており、市保健所の手配する移送車(民間救急車)を利用できる対象者が限定されています。そのため、緊急時の救急車要請を除き、入院勧告を受けた患者はマスク着用等の感染予防を講じた上で、家族等が運転する自家用車、公共交通機関、民間救急車や介護タクシーでの移動となっており、患者や家族に負担が生じることがあります。</p> <p>また、救急車の要請についても横浜市外から市外の病院への搬送は消防局の規定により利用できません。消防局所管施設であるワークステーション(救命士等教育拠点)に感染症患者移送専用車両が配置されていますが、専用車両の対象者も限定されています。</p> <p>現在、感染症に係る市内病床は新型コロナ患者への優先確保が進められており、結核患者の入院が困難な状況です。特に鶴見区は、川崎市と隣接しているため、川崎市内の医療機関からの転院搬送の相談件数が多く、転院先もコロナ禍により市内の結核病床に制限があるため、市外の病院へ入院となるものがほとんどです。</p> <p>これらの課題から結核患者の移送調整に時間を要する事態が発生しています。川崎市内の医療機関からは感染性がある排菌患者を公共交通機関で移動させることへの公衆衛生上の課題や、入院勧告をかけているにも関わらず、行政による転院搬送が限定的であることへの指摘もあり、結核患者への適正な医療の提供及び結核のまん延防止の観点から結核患者の移送対象者の見直しが必要と考えます。</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()	
◇区民からの具体的な要望	
保健所の指示で入院となったため、移送手段は保健所で準備して欲しい。	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
1 市外医療機関への本市移送制度の説明と搬送に関する協力依頼 2 患者への移送に関する説明と協力依頼 3 健康福祉局健康安全課との課題共有	
◇提案内容・概算額等	
1 横浜市での移送対象者を限定せず、自力での移動が困難な患者については移送車(民間救急車)の利用を可能とする 2 消防局ワークステーション(救命士等教育拠点)に配置されている感染症患者移送専用車両の積極的活用を行う	
◇参考:区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	
所管局課	健康福祉局健康安全課

◆局回答内容

健康福祉局		健康安全課	
担当者名	木村、加藤	TEL	671-2729

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	結核患者の移送について、感染症患者移送専用車両等を利用した移送対象者等の見直しを行い、運用を開始しました。引き続き、対応していきます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局
------	-------

鶴見区		高齢・障害支援課	
担当者名	國本	TEL	510-1772
共通区	4区(港南区、金沢区、栄区、西区)		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
9	70歳の無料歯周病検診の機会を活用した、歯科医師会との協働によるオーラルフレイル予防の普及啓発事業

◇地域の課題、基礎データ等

- 高齢者人口は増加傾向にあり、2025年には団塊の世代が「後期高齢者」となり、介護予防は喫緊の課題です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、高齢者の活動自粛による機能低下や認知症の悪化が懸念されます。また、非接触型の啓発ツールの検討も必要です。
- 生涯を通じた健康づくりのためには、全身の健康に影響を及ぼす歯周病対策やプレフレイルであるオーラルフレイルの早期発見と介入は重症化予防において有効であり、特に70歳のタイミングは後期高齢者の介護予防として重要となります。
- 鶴見区の実態として、横浜市高齢者一般調査(平成29年3月)では「後期高齢者の口腔機能低下者割合」が全市第1位であり、また市の事業として70歳は歯周病検診が無料であるにもかかわらず、平成28年度の受診者は年間25人で非常に少ない状況でした。その後、健康福祉局において特定検診の個別通知に歯周病検診チラシを同封する等し、令和元年度には受診者数が65人に増加しましたが、70歳高齢者人口約3,400人に対しては、まだまだ十分な状況ではありません。

【基礎データ】
 65歳以上高齢者：鶴見区 63,249人、横浜市 928,450人 (R3.3月末時点)
 70歳高齢者：鶴見区 3,390人、横浜市 46,192人 (R3.3月末時点)

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等 2 市民からの提案等 3 地区担当制 4 地域懇談会等
 5 区民アンケート 6 区民要望 7 関係団体からの要望
 8 その他(鶴見区歯科医師会)

◇区民からの具体的な要望

鶴見区では、平成30年度よりフレイル予防に関する普及啓発を強化し、区民を対象とした講演会では2年連続して500人程度の参加があり介護予防への意識の高さを実感してきました。反面、区の実態としてはJEGES調査2016より後期高齢者の口腔機能低下者の割合が全市第1位であることについて、区歯科医師会と課題共有し、横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例の施行も鑑み、協働して事業を進めることとなりました。結果、新型コロナウイルス感染症の影響下において受診者数は155人に増加し、歯周病対策ならびにフレイル予防に関する啓発について一定の成果が見られました。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施への取組は、国の施策の方向性とも一致しており、区歯科医師会としても、当区で取組んだ方法を他区に広げて行きたいとの考えであることを把握しています。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

- 鶴見区運営方針「いつまでも住み続けたいまち・鶴見」目標達成に向けた施策「3 子どもから大人まで安心・元気に」に位置づけられています。
- 令和2年度及び令和3年度、区づくり推進費事業「鶴見区高齢者はつつ生活応援事業」において、鶴見区歯科医師会との協働により、70歳対象者に特化した歯周病検診受診勧奨チラシの作成や、個別通知の発送、受診者には歯科医師等よりオーラルフレイル予防について個別指導を実施しました。また、鶴見区歯科医師会HPやタウンニュースに事業PRをして頂きました。

◇提案内容・概算額等

介護保険制度利用者の中核を成す後期高齢者への積極的介護予防の取組みとして、歯周病検診の最後の機会となる70歳(無料)対象者に個別通知を行い、オーラルフレイル予防の啓発(情報提供やセルフチェック)と、受診時には歯科医師等によるオーラルフレイル予防に関する個別指導を実施することについて、鶴見区として受診者数の増加やコロナフレイルへの対策、区歯科医師会との協働等、一定の効果があつたため全市展開を提案します。

<参考 鶴見区実践例>

- 作業工程
 - 対象者(70歳)の抽出(市民局への依頼)
 - 通知内容(ア 70歳ご案内チラシ、イ 区医療機関名簿、ウ フレイル予防パンフレット(セルフチェック表))を委託業者へ提供
 - 通知文の印刷、封入、封緘(業者委託)
 - 歯科医療機関における歯周病検診とオーラルフレイルチェックおよび個別指導(区歯科医師会)
 ※オーラルフレイル予防個別指導に関するパンフレットを区より歯科医師会に提供
- 概算額

千円
 (内訳) 発送作業委託料 千円
 通信運搬費 区内70歳 約3,500人×円=千円
 個別指導用オーラルフレイル予防パンフレット 円×1,000部=千円
 (区内医療機関66か所(R3)×10部+追加分340部=1,000部)

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

所管局	健康福祉局保健事業課、地域包括ケア推進課
-----	----------------------

◆局回答内容

健康福祉局		保健事業課	
担当者名	山田	TEL	671-2454

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 オーラルフレイルの兆候は成人期から現れ始めるとされており、成人期の歯周病予防など、より若い世代も含めた対象への啓発が重要です。各区のオーラルフレイル予防の啓発がさらに進むよう、70歳も含めた幅広い年齢層を対象とする啓発媒体を作成します。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局
------	---------

鶴見区		こども家庭支援課	
担当者名	生形	TEL	510-1816
共通区	全区		

継続年数	新規
------	----

提案種別	
予算関連	
番号	項目
10	保育所における医療的ケア児受入れ支援
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>1 区役所への医療的ケア児の保育所入所相談は増加傾向にあるとともに、令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立し、国や自治体による支援が責務として明記されました。</p> <p>2 しかしながら、保育所での受入れにあたって現状は常勤の看護職1名の配置に加えて、更なる看護職の配置が必要であり、入所調整が大変困難な状況です。条件を満たすための最低条件として、常勤の看護職が配置されている保育所は市立でも区内4園のうち1園のみ、民間では111園のうち36園と少ない状況です(令和2年9月現在)。</p> <p>3 保育所入所を促進するためには、医療的ケアを行うスペースや設備などの環境整備や保育士スキルの習得に加えて看護職確保のための財政支援が必要になります。</p> <p>【基礎データ】 ※医療的ケア児の受入れに関するアンケート(施設向け)より抜粋(令和3年実施、回収率70%)</p> <p>①受入れ実績のある園: 847園のうち66園(8%) (ただし、一部医療的ケアに該当しないものも含まれる)</p> <p>②受入れ実績のない園のうち、入所相談を受けたことがある園: 781園のうち150園(19%)</p> <p>③今後受入れを行いたい: 積極的に受け入れたい 6園 条件を整えば受け入れたい 181園 受け入れたいが条件を整えるのが難しい 328園 受け入れは難しい 332園</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()	
◇区民からの具体的な要望	
就労などのため医療的ケア児を保育所に入所させてほしい	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
令和2年度は医療的ケア児・者等コーディネーターや関係機関の協力を得て、公立園で1名の受入れを実現しました。	
【基礎データ】 鶴見区の入所相談と入所実績 相談5件、入所1件(令和2年度)	
◇提案内容・概算額等	
<p>1 医療的ケア児の保育所入所を促進するため、横浜市としての方針を示すガイドラインの整備が必要です。【こども青少年局子育て支援課】</p> <p>2 現行の医療的ケア児を受け入れる要件(看護職2名が必須等)を雇用でなく派遣を可能とするなど、仕組みの見直しが必要です。</p> <p>3 医療的ケア児の保育所入所にあたっては、設備などの環境整備や保育士スキル習得に加えて、看護師雇用に対する加算の充実など、看護職の確保のための財政支援が必要です。【こども青少年局子育て支援課】</p>	
◇参考: 区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	
所管局課	こども青少年局子育て支援課、保育・教育運営課

◆局回答内容

こども青少年局		子育て支援課、保育・教育運営課	
担当者名	高林(子育て支援課) 古賀(保育・教育運営課)	TEL	671-2396(子育て支援課) 671-3564(保育・教育運営課)

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 保育所等における医療的ケア児の受入れに関しては、令和3年から市内プロジェクトを立ち上げ、実態把握のために保育所等向けにアンケートを実施するなど、医療的ケア児の受入れ支援体制の検討を進めています。 令和4年度は、医療的ケア児受入園に対する看護師加算の拡充、医療的ケア児受入ガイドラインの策定等を行うための予算を計上します。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局	鶴見区		こども家庭支援課		
		担当者名	工藤	TEL	510-1839	
		共通区				
		継続年数	新規			
提案種別		予算・制度関連				
番号	項目					
11	中央児童相談所サテライト機能設置による要保護児童への支援の強化					
◇地域の課題、基礎データ等						
<p>1 多様化・複雑化する相談に対応し重篤化を防ぐためには、一時保護を含めた介入ができる児童相談所と、母子保健や子育て支援を基盤として、対象者に寄り添いながらアプローチを行う区こども家庭支援課がお互いの機能を発揮し、事例に応じて適切な役割分担を行うことが必要です。</p> <p>2 鶴見区を所管する中央児童相談所は区と隣接していないことから、より迅速な対応と的確な判断が必要なケースへの支援が、物理的、時間的要因により、不十分となる恐れがあります。</p>						
◇地域ニーズ等の収集手段						
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他（令和3年6月1日こども青少年局記者発表資料「令和2年度 横浜市における児童虐待の対応状況」）						
◇区民からの具体的な要望						
児童虐待発生時に区内の関係機関が迅速かつ的確に連携して対応できるよう、かつ児童虐待の予防や再発防止に向けて対象児童やその家族に対して地域特性を生かしたきめ細やかな支援が実施できるための体制整備が求められています。						
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。						
児童虐待通告の内、こどもの受傷状況等がひどく一時保護の要否も含めて判断が必要なものは、基本的には児童相談所が主に対応しています。しかし、時間的制約等があり児童相談所での即応が困難な場合は、区職員が初期調査等を行った上で児童相談所と協議しながら対応している事例もあります。また、令和3年度からこども家庭総合支援拠点開設に向け人材育成やネットワーク構築を行いながら、よりきめ細やかな支援を行う体制作りに努めています。						
◇提案内容・概算額等						
<p>1 鶴見区の急増する対応件数を鑑み、緊急措置として、区内に中央児童相談所サテライト機能を設置します。</p> <p>2 物理的な距離によって生じる制約を解消することで、緊急対応時の機動力の強化と業務効率性の向上を図り、ハイリスクケースに対する迅速かつ適切な初動対応を行う体制を確保します。</p> <p>3 これにより、児童相談所と区役所の機能を生かした役割分担を行い、継続支援を含めた不適切養育・児童虐待対応を強化します。</p> <p>【概算額】 事務所賃料（事務室・面談室・書庫 他 90～100㎡程度）、自動車リース代他 ■■■■■ 千円（※人件費含まず）</p>						
◇参考：区執行体制上の課題						
現行の体制で対応						
◇所管局						
所管局課	こども青少年局こども家庭課					

◆局回答内容

こども青少年局		こども家庭課	
担当者名	木寺	TEL	671-2390

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 令和3年7月に公布された「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」において、児童相談所の管轄人口を「基本としておおむね50万人」とする参酌基準が示されたことに伴い、管轄区域の見直し及び新たな児童相談所の設置について検討しました。児童虐待相談対応件数や将来の人口の見直し等を総合的に考慮した結果、中央児童相談所が所管する横浜市東部方面に新たな児童相談所の整備を進めますが、新たな児童相談所を開設するまでの間、虐待通告への初期対応を迅速に行うことを目的に、中央児童相談所のサテライトを東部方面に設置します。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題